

恵那市長 様

申請者

郵便番号 〒 -

住 所

ふりがな
氏 名

印

生年月日 年 月 日

電話番号 () -

恵那市空き家バンク活用支援補助金交付申請書

恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- (該当する項目に☑)
- 改修等工事費 円×1/2= 円≦上限 150万円
 - 家財等整理費 円×1/2= 円≦上限 10万円
 - 登記手続等 円×1/2= 円≦上限 10万円

2 補助事業の内容
別紙事業計画書のとおり

3 添付資料

(1) 収支予算書・事業計画書（別紙）

(2) その他

- ①補助事業に要する経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- ②改修等工事の内容が確認できる書類（工事設計書、間取り図等）
- ③家財等整理箇所又は改修等工事施行前の現場写真（外観、施工箇所各所）
- ④対象物件の位置図
- ⑤対象物件に係る登記事項証明書その他対象物件の所有者が確認できるものの写し
- ⑥世帯全員の住民票（恵那市民の場合、下記同意があれば添付不要）
- ⑦世帯全員の市町村納税証明書（恵那市民の場合、下記同意があれば添付不要）
- ⑧賃貸借契約書又は売買契約書の写し

※賃貸又は売買に関する同意書でも可（ただし、同意書を提出した場合は、補助金実績報告時に賃貸借契約書又は売買契約書の写しを提出してください。）

⑨賃貸借契約の場合、改修等の内容に関する両者の同意書

【同意事項】

補助金の交付申請に当たり、市内在住の有無、市民税の滞納の有無について、恵那市職員が各行政機関に対して確認を行うことを同意します。

（世帯全員の氏名及び印）

印

(別紙)

1 収支予算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円		円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業計画書

事業実施場所 (空き家等所在地)	恵那市
空き家バンク 登録番号	第 号
空き家等の 構造、階数	構造：木造・鉄骨・鉄筋コン・その他（ ）
	階数：平屋・2階・3階・その他（ ）
事業の内容	
実施期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日

入居予定者同意書

本件に係る改修等の工事については、上記のとおり実施することに同意します。

空き家の 借受人 (予定を 含む)	住所	〒 ー
	ふりがな	
	氏名	
	連絡先	電話 (携帯電話可) () ー FAX () ー

(注) 恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の申請することのできない場合、又は補助金の交付を取り消される、若しくは補助金の返還を求められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市空き家バンク活用支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった恵那市空き家バンク活用支援補助金については、次のとおり決定したので、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 円

改修等工事費 家財等整理 登記手続等（該当する項目に)

2 補助金等交付の条件

- (1) この補助金は、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）及び恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認を受けなければなりません。
 - ア 申請書の内容に関わる変更をするとき。
 - イ 恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第3条から第7条までに規定する補助金の交付の要件等に関わる変更をするとき。
 - ウ 決定通知書の交付の条件に抵触する変更をするとき。
- (3) 補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書に必要書類を添えて提出してください。
- (4) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助金の執行状況について実地検査をします。
- (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受ける等、恵那市補助金等交付規則及び恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、既に交付しているときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

恵那市長 様

申請者

郵便番号 〒 -

住 所

ふりがな
氏 名

㊞

電話番号 () -

恵那市空き家バンク活用支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け恵那市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた恵那市空き家バンク活用支援事業について、次のとおりその内容等を変更又は中止したいので、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
補助金額	金 円	金 円
<input type="checkbox"/> 改修等 <input type="checkbox"/> 家財等整理 <input type="checkbox"/> 登記手続等 総額 (該当する項目に☑)	円	円
変更内容及び変更理由		
添付資料	(1) 変更内容、箇所等が確認できる図面 (2) 変更見積書（金額に変更がある場合） (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 補助事業の中止

中止の理由	
-------	--

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市空き家バンク活用支援補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した恵那市空き家バンク活用支援補助金については、次のとおり変更を決定したので、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第10条の規定により通知する。

記

1 変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

区 分	当初計画	変 更 後

3 条件

年 月 日

恵那市長 様

申請者

郵便番号 〒 -
住 所
氏 名 ⑩
電話番号 () -

恵那市空き家バンク活用支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた恵那市空き家バンク活用支援事業について、次のとおり恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、実績報告します。

記

1 事業実績

改修等 家財等整理 登記手続等（該当する項目に☑）

2 その他（添付書類一覧表）

添付書類	<ul style="list-style-type: none">① 施行実施箇所、平面図など施行内容がわかる書類② 対象事業に係る契約書及び領収書の写し③ 完成写真（施工箇所各1枚）④ 対象物件に係る登記事項証明書その他対象物件の所有者が変更されたことが確認できるものの写し⑤ 空き家バンク物件登録完了通知書の写し⑥ 住民票の写し（転入後）※ 恵那市民の場合、下記同意があれば添付不要⑦ その他市長が必要とする書類
------	--

(別紙)

1 収支決算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円		円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所 (空き家等所在地)	恵那市
空き家バンク 登録番号	第 号
空き家等の 構造、階数	構造：木造・鉄骨・鉄筋コン・その他（ ）
	階数：平屋・2階・3階・その他（ ）
事業の内容	
実施期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日

3 同意事項

補助金の交付額確定の審査に当たり、市内在住の有無について、恵那市職員が各行政機関に対して確認を行うことを同意します。

(世帯全員の氏名及び印) _____ (印)

_____ (印)

_____ (印)

(注) 恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を取り消される、又は補助金の返還を求められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

恵那市長



恵那市空き家バンク活用支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市空き家バンク活用支援補助金については、次のとおり確定したので、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

改修等 家財等整理 登記手続等（該当する項目に)

確定交付金額 金 円

※ 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明した場合、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。また、補助金が既に交付されているときは、市長は期限を定め、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じる場合があります。

年 月 日

恵那市長 様

請求者

郵便番号 -
住 所
氏 名 ⑩
電話番号 () -

恵那市空き家バンク活用支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により恵那市空き家バンク活用支援補助金の確定通知を受けた補助事業について、次のとおり恵那市空き家バンク活用支援補助金等交付要綱第13条の規定により請求します。

- 1 事業名 恵那市空き家バンク活用支援 (改修等 家財等整理 登記手続等)
(該当する項目に)

〔 空き家等の所在地：恵那市 番地 〕
〔 空き家等の所有者： 〕

- 2 請求額 金 円也

【口座振込先】

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ 支店
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号 (7桁記入)	
フリガナ	
口座名義人	

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市空き家バンク活用支援補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した恵那市空き家バンク活用支援補助金については、恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の取消しをしたので通知します。

記

1 取消し額 金 円
(詳細)

2 取消しの理由

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、恵那市を被告として（訴訟において恵那市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。